

尾張旭市監査公表第４５号

令和８年３月３日付け尾張旭市監査公表第５号をもって公表した定例監査結果報告について、令和８年７月９日付け８給第５５号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により次のとおり公表します。

令和８年７月３０日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 芦 原 美佳子

教育委員会学校給食センター

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金 の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和５８年尾張旭市規則第 １１号）第４条及び第５条）。同課は、資源ごみ売払収入について、法令又は性 質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調 定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収 し続けてきた。 適時適切に調定を決議されたい。	資源ごみ売払収入について、令和８年度から財務会計システムの設定を事前調 定に変更し、調定決議の上、納入通知するよう事務手順を改めた。
本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成１１年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。 しかしながら、同センターは、プレハブ冷凍庫・冷蔵庫修繕（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。 公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	指摘事項について、直ちに工事契約結果調書を作成し、公表を行った。 今後は、公表取扱要綱に基づき、契約締結後に工事契約結果調書を公表するよう徹底する。

尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成１３年尾張旭市要綱等）によれば、契約担当者は、工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされている。しかしながら、同センターは、プレハブ冷凍庫・冷蔵庫修繕の契約時に、契約保証金等整理簿を作成していなかった。 契約の保証の事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、直ちに契約保証金等整理簿を作成した。 今後は、尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領により、契約時に契約保証金等整理簿を作成するよう徹底する。
--	---